# 独立行政法人等の恩給納付金額通知書等の書式を定める命令 （昭和三十四年総理府・大蔵省令第一号）

独立行政法人等の恩給納付金に関する政令（昭和三十四年政令第二百六十九号）第二条第一項に規定する恩給納付金額通知書は別記第一号書式、仕訳書は別記第二号書式のとおりとする。

# 附　則

この命令は、公布の日から施行する。

# 附　則（昭和五九年六月二九日総理府・大蔵省令第一号）

この命令は、昭和五十九年七月一日から施行する。

# 附　則（平成六年三月二三日総理府・大蔵省令第二号）

この命令は、平成六年四月一日から施行する。

# 附　則（平成一二年八月二八日総理府・大蔵省令第五七号）

この命令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成一七年一二月二六日総務省・財務省令第三号）

この命令は、平成十八年一月四日から施行する。

# 附　則（平成二六年五月二九日総務省・財務省令第三号）

この命令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。

# 附　則（令和元年六月二八日総務省・財務省令第一号）

この命令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。